

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

■ 申請単位

認定単位	一戸建て	共同住宅等	複合建築物			非住宅																								
	A	B	C	D	E	F																								
	住宅	<table border="1"> <tr><td>住戸</td><td>住戸</td></tr> <tr><td>住戸</td><td>住戸</td></tr> <tr><td>住戸</td><td>住戸</td></tr> </table> 共同住宅の共用部分	住戸	住戸	住戸	住戸	住戸	住戸	<table border="1"> <tr><td>住戸</td><td>住戸</td></tr> <tr><td>住戸</td><td>住戸</td></tr> <tr><td colspan="2">非住宅</td></tr> </table> 建築物全体 共同住宅の共用部分	住戸	住戸	住戸	住戸	非住宅		<table border="1"> <tr><td>住戸</td><td>住戸</td></tr> <tr><td>住戸</td><td>住戸</td></tr> <tr><td colspan="2">非住宅</td></tr> </table> 部分の認定(住宅) 共同住宅の共用部分	住戸	住戸	住戸	住戸	非住宅		<table border="1"> <tr><td>住戸</td><td>住戸</td></tr> <tr><td>住戸</td><td>住戸</td></tr> <tr><td colspan="2">非住宅</td></tr> </table> 部分の認定(非住宅) 共同住宅の共用部分	住戸	住戸	住戸	住戸	非住宅		非住宅
住戸	住戸																													
住戸	住戸																													
住戸	住戸																													
住戸	住戸																													
住戸	住戸																													
非住宅																														
住戸	住戸																													
住戸	住戸																													
非住宅																														
住戸	住戸																													
住戸	住戸																													
非住宅																														

※共同住宅等…共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅

■ 申請手数料

申請手数料は、次のとおり申請区分に応じて算出した金額となります。

- ・申請単位 A … ①
- ・申請単位 B … ①+②
- ・申請単位 C … ①+②+③
- ・申請単位 D … ①+②
- ・申請単位 E … ③
- ・申請単位 F … ③

令和4年12月23日より

		誘導基準適合証 又は設計住宅性能 評価書の添付 有り	適合証又は設計住宅性能評価書の添付 無し 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令	
			第10条第2号 イ(1)及びロ(1)	第10条第2号 イ(2)及びロ(2)
一戸建ての住宅	一戸につき	5,000円	36,000円	18,000円
① 住棟の総戸数 共同住宅等及 び複合建築物 の住宅に係る もの	1	5,000円	36,000円	18,000円
	2以上5以下	10,000円	71,000円	34,000円
	6以上10以下	17,000円	100,000円	49,000円
	11以上25以下	28,000円	140,000円	70,000円
	26以上50以下	46,000円	200,000円	105,000円
	51以上100以下	82,000円	287,000円	159,000円
	101以上200以下	129,000円	387,000円	226,000円
	201以上300以下	163,000円	507,000円	291,000円
② 共用部分 共同住宅の建 築物全体に係 るもの又は複 合建築物の建 築物全体に係 るもの	300㎡未満	10,000円	112,000円	
	300㎡以上1,000㎡未満	17,000円	141,000円	
	1,000㎡以上2,000㎡未満	28,000円	185,000円	
	2,000㎡以上5,000㎡未満	82,000円	286,000円	
	5,000㎡以上10,000㎡未満	129,000円	366,000円	
③ 非住宅部分 非住宅建築物 又は複合建築 物の非住宅部 分に係るもの	10,000㎡以上25,000㎡未満	163,000円	437,000円	
	25,000㎡以上	204,000円	509,000円	
	300㎡未満	10,000円	第10条第1号 イ(2)及びロ(2) モデル建物法	モデル建物法以外
③ 非住宅部分 非住宅建築物 又は複合建築 物の非住宅部 分に係るもの	300㎡以上1,000㎡未満	17,000円	97,000円	247,000円
	1,000㎡以上2,000㎡未満	28,000円	123,000円	306,000円
	2,000㎡以上5,000㎡未満	82,000円	162,000円	393,000円
	5,000㎡以上10,000㎡未満	129,000円	262,000円	557,000円
	10,000㎡以上25,000㎡未満	163,000円	342,000円	681,000円
	25,000㎡以上	204,000円	411,000円	803,000円
			482,000円	916,000円

*変更認定申請手数料は、変更認定申請を当初認定とみなした場合における上記表に定める額に1/2を乗じて得た額